

木曾岬町農業委員会総会会議録

令和元年12月6日

木曾岬町農業委員会

木曽岬町農業委員会会議録

令和元年12月6日午後6時00分に、木曽岬町農業委員会総会は木曽岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

1番	岡村	昇
2番	平松	和憲
3番	伊藤	正人
4番	花井	豊彦
5番	山田	徳仁
6番	藤井	保之
7番	岡村	なつ枝
8番	大橋	光則
9番	丹村	巧

3. 欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

白木 齊

佐藤 義博

伊藤 浩二

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務員 平松 孝浩

事務員 多賀 達人

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務局長 平松 孝浩

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画について

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

9. 会議

会議内容は次のとおりである。

議長

(開会の挨拶)

本日は、農業委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございます。

只今より、木曽岬町農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員は、ございません。

よって出席委員は、農業委員9名、推進委員3名です。本日の会議が成立します事をお伝えいたします。

議長

(書記の指名)

次に、書記の指名を行います。

書記には、平松 事務局長 を指名したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

それでは、平松 事務局長 よろしくお願い致します。

議長

只今より会議に入ります。各議案につきまして、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

(午後6時00分 開会)

議長

農業委員会会議規則第13条の規定により、出席委員さんの中から議事録署名者を2名、選出することになっておりますことから、本日の議事録署名者として、伊藤正人委員、藤井保之委員にお願い致します。

ご両名の方、よろしくお願い致します。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画について

以上の3議案を上程致します。

只今上程した議案の内容について、事務局の説明を求めます

事務局

総会事項書に基づき説明をさせて頂きます。

まず、事項書2ページの「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」説明をさせて頂きます。本件については田3件4,867m²です。

事項書3ページの1番の使用賃借権については、[REDACTED]、地目田、地積 [REDACTED] m²の1筆です。貸付人は[REDACTED]、借受人は[REDACTED]です。2番の所有権移転については、[REDACTED]

、地目 田、地積 [REDACTED] m²の1筆です。譲渡人は [REDACTED]
、譲受人は [REDACTED] です。3番の所有権移
転については、[REDACTED]、地目 田、地積 [REDACTED] m²の1筆です。譲渡人
は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED] です。

本件については、別で配布致しました「令和元年12月6日開催農業委員会農地法第3条許可申請に係る資料」をご覧ください。

法第3条第2項の規定は、「前項の許可、つまり耕作を目的とした農地の権利移転などの法3条の許可については、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可することができない。」となっており、以下法令の規定に沿って申請書類の内容を確認させていただき、当該規定に該当するかどうか判断して頂くものです。

ただし、本件申請に関係ない条項については説明を省略します。

まず1ページの第1号関係ですが、権利を取得しようとする者等の「機械の所有状況」「農作業に従事する者の数」等からみて、取得する農地を効率的に利用して事業を行うと認められない場合は許可出来ないことになります。

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況ですが、1番については、所有地の自作地が [REDACTED] m²となっています。資料2ページの2番については、所有地の自作地が [REDACTED] m²となっています。3番については、所有地の自作地が [REDACTED] m²で貸付地が [REDACTED] m²となっていますが、この貸付地につきましては、本人が役員となっている農業法人への貸付地となります。

次に1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況ですが、1番の作付作物は田で水稻 [REDACTED] m²です。資料3ページの2番については、作付作物は田で水稻 [REDACTED] m²です。3番については、作付作物は田で水稻 [REDACTED] m²です。

1番及び2番の機械の所有状況は、[REDACTED]
です。3番の機械の所有状況は、[REDACTED]
です。

次に資料4ページの農作業に従事する者としては、1番及び2番は64年の農作業歴があり、世帯員等その他常時雇用している労働力は、孫と孫の妻、子の3名で農作業経験もあり、申請地までの移動時間は1番が車で7分、2番が車で1分です。3番は24年の農作業歴があり、世帯員等その他常時雇用している労働力は、妻と母の2名で農作業経験もあり、申請地までの移動時間は徒歩で3分以内です。

次の2号、3号については該当ありません。

次に第4号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後において農作業に常時従事すると認められない場合は許可することができないことになります。

資料5ページの1番及び2番については、農作業に従事する者の氏名は：[REDACTED]

、主たる職業：[REDACTED]、権利取得者との関係は孫、農作

業への年間従事日数: [REDACTED]、[REDACTED]、主たる職業: [REDACTED]、権利取得者との関係: 孫の妻、農作業への年間従事日数は [REDACTED] 日、[REDACTED]、主たる職業: [REDACTED]、権利取得者との関係: 子、農作業への年間従事日数は [REDACTED] 日、[REDACTED]、主たる職業: [REDACTED]、権利取得者との関係: 本人、農作業への年間従事日数は [REDACTED] 日です。3番については、農作業に従事する者の氏名は: [REDACTED]、主たる職業: [REDACTED]、権利取得者との関係は本人、農作業への年間従事日数: [REDACTED] 日、[REDACTED]、主たる職業: [REDACTED]、権利取得者との関係: 妻、農作業への年間従事日数は [REDACTED] 日、[REDACTED]、主たる職業: [REDACTED]、権利取得者との関係: 母、農作業への年間従事日数は [REDACTED] 日です。

次に第5号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後の農地面積の合計が当町の場合には50aに達しない場合は許可出来ないことになります。

資料6ページの5-1 権利取得後における経営面積は、1番については [REDACTED] m²で、2番については [REDACTED] m²、3番については [REDACTED] m²です。

5-2 特例事項は該当ありません。

6号7号についても該当なします。

次に資料の6ページの7周辺地域との関係ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後に当該地域の農地の集団化、作業の効率化、その他周辺地域の農地の利用などに支障を生ずると認められる場合には許可することが出来ないこととなります。

1番2番3番ともに、「集団性への影響はなく、周辺地域への営農を阻害する要因はない。万一周辺農地等に被害を及ぼした時は、当方で責任をもって解決する。」としています。

また、資料の8ページの地域との役割分担につきましても、1番2番3番ともに、「地域の水利調整に参加し、取り決めを遵守します。地域の農地の利用調整に協力します。農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従います。」としています。

以上1番2番3番の申請につきまして、書類審査及び現地調査の結果、法令要件を満たしていると判断されます。

次に、事項書4ページの「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」説明致します。本件につきましては、申請件数は田、1件、2,998 m²です。

本件で転用しようとする土地につきましては、県に意見書を添えて進達し、県から許可を頂くのですが、当農業委員会の意見書を添えるにあたり、今回の案件の土地が何種農地なのかによって転用が可能かどうかの判断がなされます。

5ページの申請番号1番について、区分は賃借権、申請地が [REDACTED] 、地目 田、地積 [REDACTED] m² と [REDACTED] 、地目 田、地積 [REDACTED] m² の2筆です。賃貸人は [REDACTED] 、賃借人は同住所の [REDACTED]

です。

当該申請は育苗施設兼農業用機械置場としての転用で、隣接地の状況は、北が道路、南及び東西が田となります。雨水排水の計画は、新設する擁壁により土砂及び雨水の流出を防止するとともに、申請地内で集水して南側の水路へ排水する計画であります。

転用しようとする土地の農地は、農振農用地ですが、耕作の事業のために必要不可欠な農業用施設であることから施行令第4条第1項第2号イの不許可の例外に該当すると判断します。

以上1番につきまして、書類審査及び現地調査の結果、法令要件を満たしていると判断されます。

次に、事項書の6ページ「議案第3号 農用地利用集積計画について」についてですが、利用権の設定に係るもの貸付人5戸、借受人2戸の、筆数が50筆で、面積は46,592m²です。

8ページの農用地利用集積計画から、整理番号1番ですが、利用権の設定を受ける者は [REDACTED]、利用権の設定を行う者が [REDACTED] で、地目は田の面積が [REDACTED] m²の [REDACTED] 筆、利用権等の存続期間、設定期間は [REDACTED] 年間、作物は水稻の再設定の賃借権となります。利用権設定の各筆の詳細は、資料の9ページとなり、詳細中借賃の支払方法は10アールあたり [REDACTED] の物納となります。

次に農用地利用集積計画の整理番号2番ですが、利用権の設定を受ける者は [REDACTED]、利用権の設定を行う者が [REDACTED] で、地目は田の面積が [REDACTED] m²の [REDACTED] 筆、利用権等の存続期間、設定期間は [REDACTED] 年間、作物は水稻の再設定の賃借権となります。利用権設定の各筆の詳細は、資料の10、11ページとなり、詳細中借賃の支払方法は10アールあたり [REDACTED] の物納となります。

次に農用地利用集積計画の整理番号3番ですが、利用権の設定を受ける者は [REDACTED]、利用権の設定を行う者が [REDACTED] で、地目は田の面積が [REDACTED] m²の [REDACTED] 筆、利用権等の存続期間、設定期間は [REDACTED] 年間、作物は水稻の再設定の賃借権となります。利用権設定の各筆の詳細は、資料の12ページとなり、詳細中借賃の支払方法は10アールあたり [REDACTED] の物納となります。

次に農用地利用集積計画の整理番号4番ですが、利用権の設定を受ける者は [REDACTED]、利用権の設定を行う者が [REDACTED] で、地目は田の面積が [REDACTED] m²の [REDACTED] 筆、利用権等の存続期間、設定期間は [REDACTED] 年間、作物は水稻の再設定の賃借権となります。利用権設定の各筆の詳細は、資料の13ページとなり、詳細中借賃の支払方法は10アールあたり [REDACTED] の物納となります。

次に農用地利用集積計画の整理番号5番ですが、利用権の設定を受ける者は [REDACTED]、利用権の設定を行う者が [REDACTED] で、地目は田の面積が [REDACTED] m²の [REDACTED] 筆、利用権等の存続期間、設定期間は [REDACTED] 年間、作物は水稻の新規の賃借権となります。利用権設定の各筆の詳細は、資料の14ペ

一
ジとなり、詳細中借賃の支払方法は10アールあたり [] の物納となります。
以上1番から5番につきまして、書類審査の結果、法令要件を満たしていると
判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。只今から申請書類を回覧させて頂きます。回覧
が終りますまで、暫時休憩とさせていただきます。十分な審査、ご確認を賜りま
すようお願いします。

[休会 午後 6時15分]

(申請書回覧)

議長

それでは、申請書の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会議を再開いた
します。

[開会 午後 6時20分]

議長

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「1番」につきま
して、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。
はじめに推進委員の「白木斎委員」お願いします。

白木斎

特に問題ないと思います。

議長

ありがとうございました。

次に農業委員の「岡村昇委員」のご意見をお願いします。

岡村昇

私も白木推進委員と同じで問題ないと思います。

議長

ありがとうございました。

ただいま担当推進委員及び農業委員にご意見をいただきましたので、他の委員
さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(他に意見等なし)

議長

それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、「議案第1号 農地法第3条
の規定による許可申請について」の「2番」及び「3番」につきまして、申請地の担当
推進委員及び農業委員からご意見を頂ますが、推進委員の「伊藤敏則委員」が
本日欠席していますので、農業委員の「花井豊彦委員」のご意見をお願いします。

花井豊彦

どちらも特に問題ないと思います。

議長

ありがとうございました。

ただいま農業委員にご意見をいただきましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(他に意見等なし)

議長

それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、続きまして「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きますが、推進委員の「伊藤敏則委員」が本日欠席していますので、農業委員の「花井豊彦委員」のご意見をお願いします。

花井豊彦

農業用施設ですし特に問題ないと思います。

議長

ありがとうございました。

ただいま担当農業委員にご意見をいただきましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(他に意見等なし)

議長

それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第3号 農用地利用集積計画について」の「1番」から「5番」につきまして、委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(他に意見等なし)

議長

それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

それでは採決に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長

ありがとうございました。

挙手全員により、「1番」については、許可することにします。

次に「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「2番」につ

きまして、許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「2番」については、許可することにします。

次に「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「3番」につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「3番」については、許可することにします。

続きまして「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「1番」について許可相当の意見を付して県に進達することにします。

続きまして、「議案第3号 農用地利用集積計画について」、原案に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「議案第3号 農用地利用集積計画について」は、原案どおり可決決定致します。

議 長

これをもちまして、本日の議題の審議は全て終了致しました。

長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。

これをもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。

(午後6時25分 閉会)

会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は

正確であることを証するためにここに署名する。

令和元年 月 日

木曽岬町農業委員会 会長

木曽岬町農業委員会 委員

木曽岬町農業委員会 委員